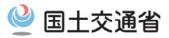
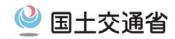
建設リサイクルに関するこれまでの取り組み及び建設リサイクル推進計画2008の推進施策レビューについて





- 主な建設リサイクル推進施策の実施経緯
- 建設リサイクル推進計画の策定経緯
- 建設リサイクル推進計画2008の概要
- 建設リサイクルの推進実績
 - 建設廃棄物の排出量と再資源化等率
 - 建設廃棄物の最終処分量の推移
 - 建設廃棄物の品目別の再資源化率
- 建設リサイクル推進計画2008のレビュー

主な建設リサイクル推進施策の実施経緯



● 循環型社会の形成に向けて、建設廃棄物の再資源化の促進、建設系廃棄物の不法投棄撲滅を図るため、これまで関係機関が連携して建設リサイクル推進施策に取り組んできた。

平成 3年 再生資源利用促進法の制定(H12資源有効利用促進法に改正)

平成 3年 リサイクル原則化ルールの策定(H4·H14·H18改正)

平成 5年 建設副産物適正処理推進要綱の策定(H10·H14改正)

平成 9年 建設リサイクル推進計画97の策定【1回目】

平成10年 建設リサイクルガイドラインの策定(H14改正)

平成11年 建築解体リサイクルプログラムの策定

平成12年 建設リサイクル法の制定(H14施行)、グリーン購入法の制定

平成14年 建設リサイクル推進計画2002の策定【2回目】、

建設副産物適正処理推進要綱・建設リサイクルガイドライン・

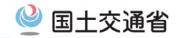
リサイクル原則化ルールの改正

平成15年 建設発生土等の有効活用に関する行動計画の策定

平成18年 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定

平成20年 建設リサイクル推進計画2008の策定【3回目】

建設リサイクル推進計画の策定経緯



- 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画として『建設リサイクル推進計画』を策定
- 過去、H9、H14、H20年度に3回作成

【社会的背景】

- 建設副産物の再資源化の低迷
- ・ 最終処分量の逼迫
- ・不法投棄量の増大

H9

●建設リサイクル推進計画97 (H9策定、数値目標年度H12)

【社会的背景】

- ・建設リサイクル法制定
- ・グリーン購入法制定
- •循環型社会形成推進基本法制定

H14

●建設リサイクル推進計画2002 (H14策定、数値目標年度H17)

【社会的背景】

- •21世紀環境立国戦略策定
- •循環型社会形成推進基本計画策定
- ・リサイクルの質の観点の強化

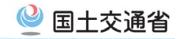
H₂0

●建設リサイクル推進計画2008 (H20策定、数値目標年度H24) (計画期間H20~H24)

H26

●次期建設リサイクル推進計画 H26策定予定

建設リサイクル推進計画2008の概要(1/2)



計画の位置づけ

建設リサイクル推進計画2008について

・国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画

計画の対象

・国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象

「国土交通省所管公共工事を対象とすることを基本としつつ、

、他省庁や地方公共団体、民間等が行う建設工事についても、本計画の反映を期待

基本的考え方

- 1)関係者の意識の向上と連携強化
- 2)持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開
- 3)民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

計画期間と目標値

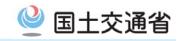
- ・計画期間は平成20年度~平成24年度の5ヶ年
- ・H17実績を元に、各品目毎に、H22、H24、27年度の再資源化率等の目標値を設定。

○建設リサイクル推進計画の目標値の例

対象品目	指 標	H17実績	H22目標	H24目標	H27目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率(%)	98. 6	98以上	98以上	98以上
コンクリート塊	丹貝冰儿牛(%)	98. 1	98以上	98以上	98以上
建設汚泥	再資源化・縮減※率(%)	74. 5	80	82	85
建設発生土	有効利用率(%)	80. 1	85	87	90

※縮減とは、焼却、脱水などにより廃棄物の量を減ずること。

建設リサイクル推進計画2008の概要(2/2)



具体的施策の概要

1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

(1)情報管理と物流管理・・・・・・・・ 2施策

(2)関係者の連携強化・・・・・・・・ 7施策

(3)理解と参画の推進・・・・・・・ 7施策

(4) 建設リサイクル市場の育成・・・・・・ 5施策

(5)技術開発等の推進・・・・・・・・ 5施策

2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み

(1)発生抑制について・・・・・・・・ 5施策

(2)現場分別について・・・・・・・・・・・・・ 6施策

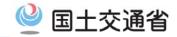
(3)再資源化・縮減について・・・・・・・24施策

(4) 適正処理について・・・・・・・・・・ 3施策

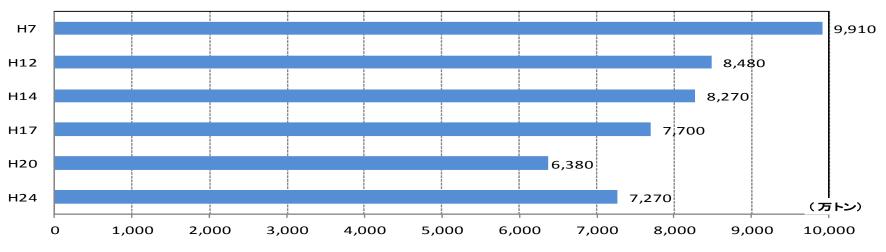
(5)再使用・再生資材利用について・・・・・ 5施策

計69施策

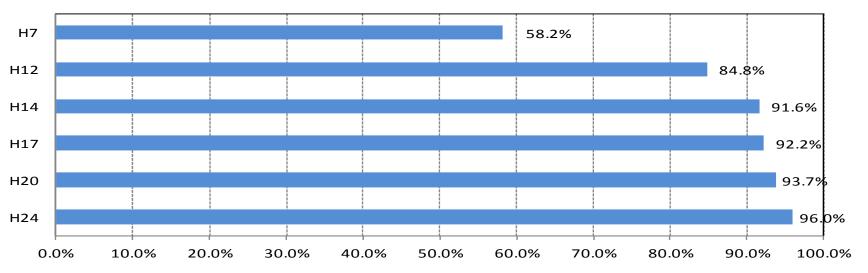
建設廃棄物の排出量と再資源化等率



- 建設廃棄物の排出量は、概ね減少傾向にある。
- 建設廃棄物の再資源化率は、増加傾向にある。

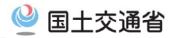


建設廃棄物の排出量

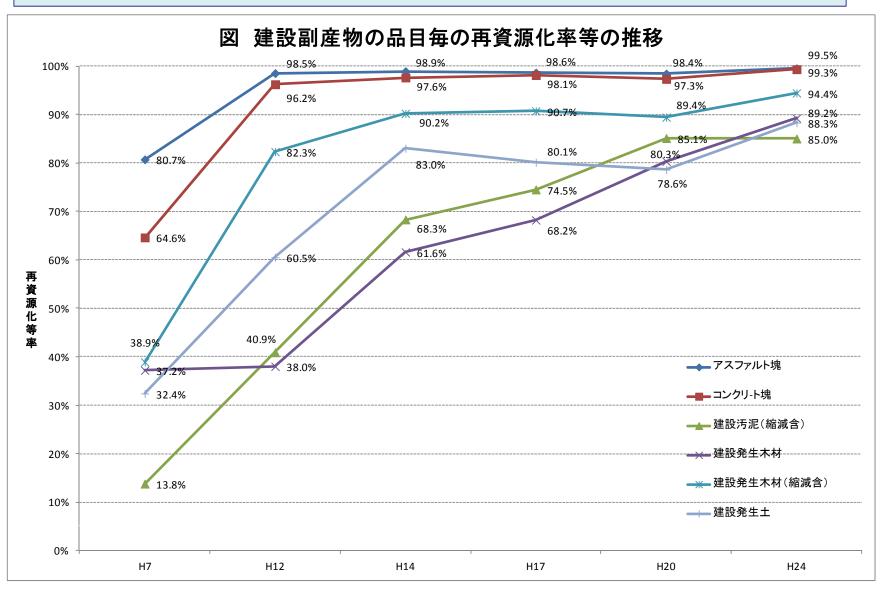


建設廃棄物の再資源化等率

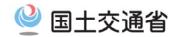
建設副産物の品目別の再資源化率



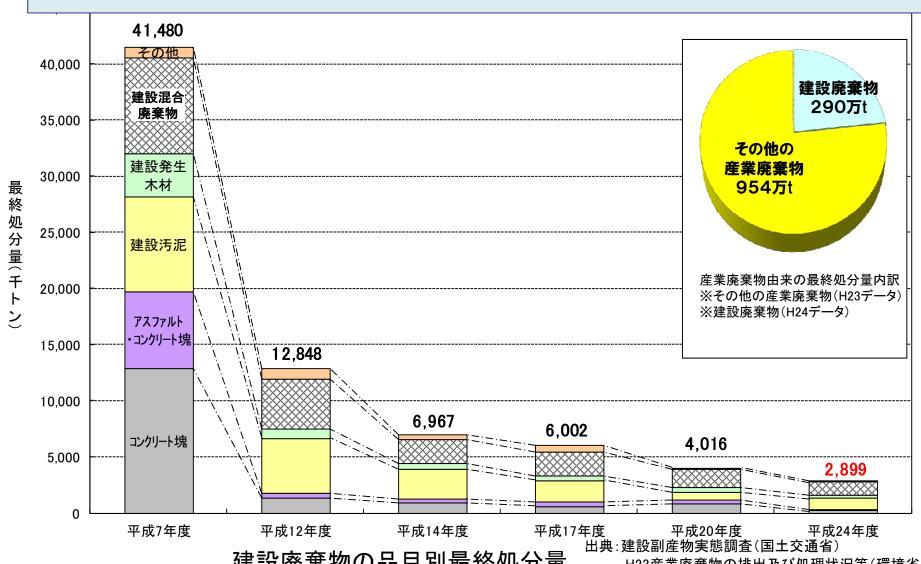
■ 建設廃棄物の再資源化率等や建設発生土の利用率は着実に上がっている。



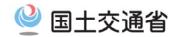
建設廃棄物の最終処分量の推移



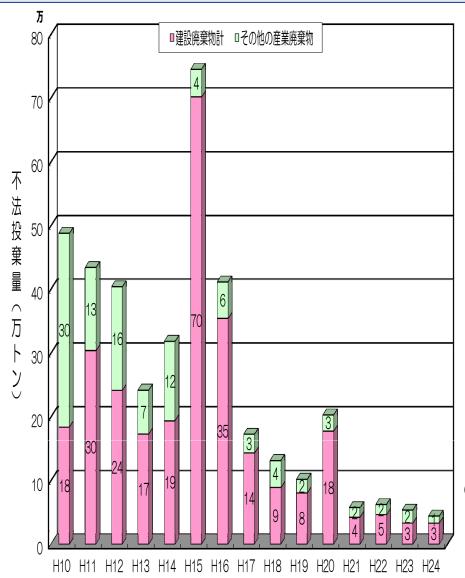
- 建設廃棄物由来の最終処分量はおおむね減少傾向にあるものの、産業廃棄物全体の最終処 分量の約1/4は建設廃棄物由来。
- 近年、最終処分量が大きい品目は、建設混合廃棄物、建設汚泥、コンクリート塊の3つ。

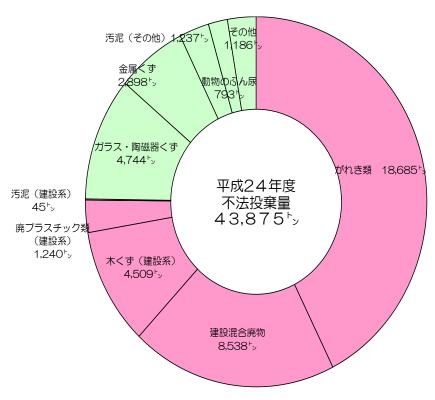


不法投棄の現状



● 産業廃棄物の不法投棄は、近年、減少傾向にあるものの、未だに建設廃棄物が過半数を占める。



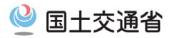


産業廃棄物の品目別不法投棄量 (環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)」)

注)不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した 産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案 (ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象

産業廃棄物の不法投棄量の推移(環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況」)

推進計画2008の施策レビュー結果の概要



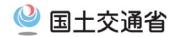
- 建設リサイクル推進計画2008に登録した69施策の実施状況・結果レビューを実施。
- その結果、計画通り実施された施策は46施策、計画通り実施されたが 一部改善の余地が見られた施策は23施策となった。

施策レビュー結果について

「建設リサイクル推進計画2008」に登録した計69施策の実施結果は、下記のとおり(詳細は参考資料5-2参照)。

- ①計画通り実施された施策 ⇒ 46施策
- ②計画通り実施されたが、
 - 一部改善の余地が見られた施策 ⇒ 23施策
- ③実施されなかった施策 ⇒ 該当なし

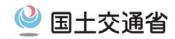
推進計画2008に登録した施策のレビュー結果概要



①計画通り実施された46施策の代表事例

推進計画2008に登録した施策	左記施策の実施状況	実施 結果	今後の 施策
1-(3)理解と参画の推進 12:3R推進功労者等表彰	優れた3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組みを実施した工事に対する「3R推進功労者表彰」の、募集周知や候補者推薦、審査協力等を行うなど、建設リサイクルに関する取り組みのPRを促進。	① 計画通り実 施された施 策	引き続き PRを推進
2. (3)再資源化・縮減について 44:建設汚泥再生品の品質基 準の検討	建設汚泥の再資源化率向上のため、建設汚泥の再生利用時の判断基準、再生製品利用の品質基準、新しいリサイクル技術や事例などを整理し、現場での多数の問題に対応できる「建設汚泥再生利用マニュアル」を建設汚泥リサイクルの解説本として出版。	① 計画通り実 施された施 策	引き続き 普及活動 を推進
2. (3)再資源化・縮減について 59. 自然由来重金属等を含む 土砂等の取扱いの検討	自然由来の土壌汚染対策法基準を超過した土砂の取扱い(構造物内に封じ込め、地下水抑制対策等)や、汚染リスクの評価手法について規定した、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(暫定版)」を策定。	① 計画通り実 施された施 策	引き続き 普及活動 を推進

推進計画2008に登録した施策のレビュー結果概要



②計画通り実施されたが、一部改善の余地が見られた23施策の代表事例

推進計画2008に登録した施策	左記施策の実施状況	実施 結果	今後の 施策
1. (1)情報管理と物流管理 1. 電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「視える化」の検討	電子マニフェストで確認出来る情報だけでは、建設副産物の詳細な品目までは含まれていない等、得られる情報が限られているため、他システムも併せて建設副産物物流の確認が必要との結論に至った。	② 計画通り実 施されたが、 一部改善の 余地が見ら れた施策	他システムを 活用した定期 的なモニタリン グを実施
2. (3)再資源化・縮減について 48. 建設汚泥の再生利用認定 制度等の活用	国土交通省直轄工事等において、再生利用認定制度を活用した建設汚泥の有効活用を実施(H23・24年度の2ヵ年で54件以上)。ただし、建設汚泥の工事間利用は十分進んでいないことから、引き続き利用促進を図る取り組みが必要である。	② 計画通り実 施されたが、 一部改善の 余地が見ら れた施策	建設汚泥の有 効活用事例の 周知による活 用促進
2. (1)発生抑制について 61. 公共工事土量調査の実施	各地方副産物対策連絡協議会において、年間1~4回公共工事による建設発生土の搬出・搬入量の調査を行い、建設発生土の公共工事間の有効利用を促進した。 今後は調査対象機関の拡大等による更なる有効活用を促進する必要がある。	② 計画通り実 施されたが、 一部改善の 余地が見ら れた施策	民間事業者への共工事間会員の公共工事提供の提出の提出の提出の使用予定情報を収集する。